

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7年 1月 28日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構新潟病院長
中 島 孝

1. 入札に付する事項

- (1) 契約件名 令和7年度 四半期A重油購入契約
- (2) 調達品目 重油JIS1種2号
及び数量 1回目 51KL 2回目 51KL
3回目 51KL 4回目 51KL
- (3) 契約期間 第1回目 自 令和7年 4月 1日
至 令和7年 6月 30日
第2回目 自 令和7年 7月 1日
至 令和7年 9月 30日
第3回目 自 令和7年10月 1日
至 令和7年12月 31日
第4回目 自 令和8年 1月 1日
至 令和8年 3月 31日
- (4) 納品場所 独立行政法人国立病院機構新潟病院
- (5) 入札方法

一般競争入札とし、入札金額については、調達物品の本体価格のほか、納入に要する一切の諸経費を含めたそれぞれの単価を記入すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
- ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項に掲げる者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。
- 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。

四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。

五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

八 前各号に類する行為を行なった者。

③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者。

(2) 令和7・8・9年度 競争参加資格における資格審査結果（全省庁統一資格）の「物品の販売」においてA、B又はCのいずれかの等級に格付けされていること。

(3) 石油業法に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

(4) 購入される重油を経理責任者が指定する日時、場所に十分納入することができることを証明した者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札書の提出場所、契約事項を示す場所

〒945-8585

新潟県柏崎市赤坂町3-52

独立行政法人国立病院機構新潟病院 企画課 契約係

TEL 0257-30-8641

(2) 入札書の受領期限	第1回目	令和7年	3月21日	9時00分
	第2回目	令和7年	6月20日	9時00分
	第3回目	令和7年	9月19日	9時00分
	第4回目	令和7年	12月19日	9時00分

(3) 開札日時・場所	第1回目	令和7年	3月21日	11時00分
	第2回目	令和7年	6月20日	11時00分
	第3回目	令和7年	9月19日	11時00分
	第4回目	令和7年	12月19日	11時00分

独立行政法人国立病院機構新潟病院 5階会議室

4. その他

(1) 契約手続きで使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 交渉権者及び契約価格の決定

契約する事項に関する仕様書に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とする可能性がある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定

した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

(5) その他詳細は入札説明書による。